

# 兵庫県公報

平成23年5月24日 火曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

選挙管理委員会告示	ページ
○平成23年4月10日執行の兵庫県議会議員選挙（朝来市選挙区）に係る当選の効力に関する異議の申出に対する決定	1

## 選挙管理委員会告示

### 兵庫県選挙管理委員会告示第34号

#### 平成23年4月10日執行の兵庫県議会議員選挙（朝来市選挙区）に係る当選の効力に関する異議の申出に対する決定

平成23年4月10日執行の兵庫県議会議員選挙（朝来市選挙区）に係る当選の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定した。

平成23年5月24日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 村上寿浩

#### 決 定 書

異議申出人  
朝来市新井645番地  
秋山篤三

上記異議申出人（以下「申出人」といいます。）が平成23年4月25日付で提起した平成23年4月10日執行の兵庫県議会議員選挙（朝来市選挙区）（以下「本件選挙」といいます。）における当選の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定します。

#### 主 文

本件異議の申出を棄却します。

#### 異議の申出の趣旨

本件選挙における当選人安福英則（以下「本件当選人」といいます。）の当選を無効とするの決定を求めます。

#### 異議の申出の理由

本件異議の申出の理由の要旨は、次のとおりです。

本件当選人は、平成22年12月に開会された朝来市議会定例会において、本件選挙に立候補することを理由に朝来市議会議員を辞職しており、本件選挙に立候補することは選挙区内において明白であったところ、平成23年3月から、朝来市内の全161区の区長宅に、名刺と後援会入会パンフレットを持参し、一部では地区区民に配布して欲しいなどと依頼して戸別訪問を行っており、公職選挙法（昭和25年4月15日法律第100号。以下「法」といいます。）に違反するため、本件選挙における本件当選人の当選は無効である。

#### 決 定 の 理 由

当委員会は、この異議の申出につきその要件を審査し、適法なものと認めたのでこれを受理し、審理しました。その結果は次のとおりです。

#### 1 当選の無効に係る主張について

およそ当選の効力に関する争訟においては、選挙そのものは有効に行われたことを前提とし、「当選人の決定に違法の事由があること、すなわち、当選人を決定した選挙会の構成に違法があること、決定手続に違法があること、決定内容—たとえば投票の有効無効の判定、各候補者の有効得票数の算定、当選人となりうる資格の有無の認定—に違法があること」（昭和30年9月29日大阪高等裁判所判決）を主張して争うものとされています。

また、法第251条において、その罰則該当行為につき有罪判決が確定することによりその当選を無効とする旨が定められていることから、「当選人の行為の右罰則該当の有無についての認定・判断は、専ら刑事上の訴追とその結果に委ねられているものと解すべきであり、仮に当選人が当該選挙に関して公選法上の罰則に掲げる罪を客観的に犯したとしても、当選人がその犯罪により刑に処せられることのない限り、当該選挙に関して当選人が現実に右罰則該当の行為をしたという事実のみを理由として当該当選人の当選無効訴訟を提起することはできないものというべきである。」(平成4年12月17日名古屋高等裁判所判決)とされています。

このように、当選の効力に関する争訟において、当選無効の原因となり得る事由は、当選人決定についての違法事由のみに限られていると解されるところ、申出人は、本件選挙運動違反に関する事由を理由として、本件当選人の当選無効を主張していることから、申出人の主張は採用することができません。

## 2 選挙の無効について

法第209条は、当選の効力に関する異議の申出があった場合においても、その選挙が法第205条第1項の場合に該当するとき、すなわち、選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合、選挙管理委員会は、その選挙の全部又は一部の無効を決定しなければならないと規定していることから、本件選挙が無効となるか否かについても、職権により審理しました。

法第205条第1項の「選挙の規定に違反する」こととは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。」(昭和61年2月18日最高裁判所判決)とされています。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実に生じたところと異った結果の生ずる可能性のある場合をいうものと解すべきである。」(昭和29年9月24日最高裁判所判決)とされています。

このような観点から、申出人の主張について本件選挙が無効とされる場合に該当するか否かについて判断します。

申出人は、本件当選人が、朝来市内の全161区の区長宅に、名刺と後援会入会パンフレットを持参し、一部では地区区民に配布して欲しいなどと依頼して戸別訪問を行ったことが法に違反すると主張しますが、法第205条第1項に規定する「選挙の規定に違反する」こととは、前述のとおり、主として選挙管理の任にある機関の選挙の管理執行に関する違反が該当するものであり、候補者等による選挙の取締規定ないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではありません。

もっとも、このような違法行為でも、「そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではない。」(昭和61年2月18日最高裁判所判決)とされており、その特段の事態を生じた場合とは、「例えば官憲その他による甚だしき弾圧、干渉、妨害、又は広範囲に亘る買収誘惑等のため到底選挙法の理念とする自由、公正な投票が期待しがたいような事由のある場合を指称する」(昭和30年8月26日大阪高等裁判所判決)と解されます。

そこで、こうした観点から申出人の主張する行為について検討すると、仮に申出人の主張するように、これらの行為が法の規定に違反する行為としてなされた場合においても、選挙人は当該行為のみではなく、選挙報道やその他の様々な選挙運動を通じて候補者の政見や主張を自由な意志に基づいて判断し、自らの意志で投票することができ、また、これらの行為によって選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じたことを証するに足る証拠もないことから、選挙を無効とする事由には該当しないとと言えます。

## 3 まとめ

よって、当委員会は、法第216条第1項において準用する行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第47条第2項の規定により主文のとおり決定します。

平成23年 5月23日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 村上 寿 浩